

第 9 回 太宰府市まちづくり市民会議

平成 24 年 9 月 26 日（木）19：00～21：00

於 中央公民館 4 階多目的ホール

1. 開会

2. 幹事会からの報告

3. 「議会」の分析について

4. 「市民」の課題について

5. 閉会

次回の開催予定

第10回開催日；平成24年10月29日（月）19時00分～於いきいき情報センター多目的ホール

■課題テーマの分析シート 議会

課 題 や 不 満 等

<p>28.議会(議員)に望む姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会が市民の方を向いてない ・個人の御用さきになっている ・将来展望の具体的イメージを描く(高齢者福祉、居住環境等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と議会の慣れあい・候補者の討論の場がない ・委員会、議会で議論の過程の公開(葛藤があるくらいでない議会にならない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会は市民の意見を聴くこと ・議会(議員)は二元代表制の機能が果たされていない・議論・検討が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会討論が熱心でない ・議会は意思があるのか ・結果として何もやっていない
---	---	---	--

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> ・政策決定のプロセスが不明 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱心な議員もいる。悪い議員のことが目立っている ・議員が市民に接する場や方法がない(あるが知らない、利用されていない) ・議事録が各公民館配置されている→知られていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の争点起こしの意欲に欠ける ・議会は二元代表であるが、議員は市民の代表者ではなく、市民代弁者である ・立法権を理解してない ・伝わってこないから ・市民にとって身近でないから 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の目が地元ばかりに向いていて、市全体に及んでいない ・市民が地元の利益になることばかりを考えている ・立法と監視 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民も議員も二元代表制が理解できていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会がなされていない(少ない)・議員の職務の明確(何をやる人なのか) ・仕事の内容が住民に見えない ・議会は市民意識を知ることが大事 ・住民と議会、議論が遠い 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意識が低い。
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・私利私欲に走らず、貢献する意識 		<ul style="list-style-type: none"> ・不安、不信感から安心、頼れる議員へ ・自分の損得よりも“市民のために”向くべき。住民の“課題解決”のために 		<ul style="list-style-type: none"> ・憲法 93 条第 2 項にのっとって活動をする(二元代表制) ・二元代表制がわからない人は議員になるな ・市民に対する説明責任 ・議会での経過説明を個人見解ではなく、議会での審議内容を示せ 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な案件(市民への公聴会、住民投票) 			<ul style="list-style-type: none"> ・議員と市民が話し合える場をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・請願及び陳情を市民による政策提案と位置づける ・市民に対する議会報告会の開催の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告は定期的に個人が実施する ・市民との対話をする ・市民の声を聞く際に定例日を設ける ・市民へ定例的に報告会を実施する ・お互いに対話する仕組み(住民、議会の双方) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会を開くべき
			<ul style="list-style-type: none"> ・質問を事前に通知しない 				
				<ul style="list-style-type: none"> ・議会(員)アドバイザー制度 ・議員の資質を向上させる取り組み 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴の機会をどう増やすか ・議会のネット公開必要 ・情報を知る啓発が必要 			<ul style="list-style-type: none"> ・議会情報公開の徹底 		
				<ul style="list-style-type: none"> ・議員を選ぶシステムの改善 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営方法を市民も理解する 					

振り分け

<p>議会活動の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私利私欲に走らず、貢献する意識 ・不安、不信感から安心、頼れる議員へ ・自分の損得よりも“市民のために”向くべき。住民の“課題解決”のために ・憲法 93 条第 2 項にのっとった活動をする ・市民に対する説明責任 ・議会での経過・審議内容の説明
<p>市民と議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な案件は市民への公聴会、住民投票とする ・議員と市民が話し合える場をつくる ・請願及び陳情を市民による政策提案と位置づける ・市民に対する議会報告会の開催の義務化、定例日を設ける
<p>執行部と議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問を事前に通知しない
<p>議会・議会事務局体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会(員)アドバイザー制度
<p>議員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の資質を向上させる取り組み
<p>議会の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会のネット公開 ・議会情報公開の徹底 ・市民が情報を知るための啓発活動
<p>公職選挙法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員を選ぶシステムの改善
<p>市民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の運営方法を市民も理解する

■課題テーマの分析シート 議会

課 題 や 不 満 等

29.議員の資質 ・不勉強、不熱心、競争がない ・議員の質疑に問題がある	・議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない	・議員は志を高く持ち、命をかけなければ ・レベル低すぎ	・市民会議等に関心がない
---	---------------------------------------	--------------------------------	--------------

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> ・名誉職と認識している ・議員が不勉強 ・市民は議会に無関心 ・選んだ側にも問題 		<ul style="list-style-type: none"> ・御用ききにしている市民 ・市民の関心が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の関心が低い ・選ぶ市民がわるい ・選び方がわるい（地区代表に偏りすぎ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革及び議会基本条例に対する認識不足 ・議員の勉強不足、不熱心、競争がない ・市民に信頼され存在感のある議会ではない ・議員自身の自己研鑽と資質向上の不足 ・議会は議員による討論の広場であることの認識不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定機関としてアプローチが弱い（不勉強） ・議員の力不足、現状が理解できていない。 	
解決の方向		<ul style="list-style-type: none"> ・議員は市民の困りごと不満や不安を聞く 				<ul style="list-style-type: none"> ・強リーダーシップ（考え方、表現力） ・税金を増やす方法を！将来のまちづくりの展望を！ ・議員は常に市民に対して、どういうまちにしたいのかを語る ・賛否だけでなく、議会として恥じない意思を示す必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニフェスト、有言実行。 ・市（市民）の利益を考えて行動すべき
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は市議を育てよう ・市民の傍聴も可とする 			<ul style="list-style-type: none"> ・競争を生み出すために議会を土日開催にし、サラリーマン議員などを増やす ・市民が傍聴し易いように議題などを分かりやすくし、集まり易い日時にする 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修会 ・市民講師 				<ul style="list-style-type: none"> ・議員相互間の自由討議による合意形成 ・議員研修の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の政策を訴える方法の開発。支持者以外との対話 	
					<ul style="list-style-type: none"> ・議員の政治論理 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、議員の任期制 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・自治会から全議員へ話を聞く場、制度を作る 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・議員の問題は市民の投票行動の問題 					
			<ul style="list-style-type: none"> ・欠格投票方式 ・議員評価委員会を設置する 				

振り分け

<p>議会活動の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の困りごと不満や不安を聞く ・強リーダーシップ（考え方、表現力） ・マニフェスト、有言実行 ・市（市民）の利益を考え行動すべき ・税金を増やす方法、将来のまちづくりの展望などを語る ・どういうまちにしたいのかを語る ・賛否だけでなく、賛否の理由を語る必要がある
<p>市民と議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の土日・休日開催 ・市民が傍聴し易いように議題などを分かり易くする ・市民が市議を育てる
<p>議員間の討議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員相互間の自由討議による合意形成
<p>議員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員研修の充実強化 ・市民講師 ・自己の政策を訴える方法の開発（支持者以外との対話）
<p>議員の身分及び政治倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の政治論理
<p>議員の任期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の任期制
<p>コミュニティと議会の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会から全議員へ話を聞く場、制度
<p>市民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の投票行動の問題
<p>第三者の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欠格投票方式 ・議員評価委員会を設置する

課 題 や 不 満 等

30.議会(議員)の数 ・議員 18 名は多すぎる	・議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない
-------------------------------------	---------------------------------------

	1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	6 班	7 班	
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> 会派の存在は問題 	<ul style="list-style-type: none"> 集落の代表の議員が問題→全体を考える人へ 議員の仕事があいさつになっている 立候補者が少ないのが問題 	<ul style="list-style-type: none"> 評価方法 効果と報酬がマッチしていない(不均等) 定員数ギリギリの候補者数 	<ul style="list-style-type: none"> 働いていないように思える(市民の期待にできていない) 		<ul style="list-style-type: none"> 議員数が多すぎる。7万市民→18名は多い 多すぎるとは必ずしも思わない。 		<p style="text-align: center;">振り分け</p> <p>議員定数</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員定数は 15 人 7 小学校に各 2 名の 14 名 人口比率で定員を決める 多世代の議員が活動できる仕組み 報酬を上げ少数精鋭とする <p>議員の任期</p> <ul style="list-style-type: none"> 任期を 2 期までにする。次の世代、子ども達へバトンタッチを 議員は 70 歳まで、給金 400～500 万 <p>公職選挙法</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員の問題は市民の投票行動の問題 <p>市民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動を見て投票する市民がいるが、議会での発言や姿も見て投票する <p>第三者の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員定数を減らし競争力をつける 減らせばいいという問題ではない 適正な人員を常に監督する仕組みづくり 議員定数と給与と仕事の間関係を考える やった仕事に対して報酬を払うべき 日当制 議員の評価制度の導入
解決の方向	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数は 15 人にする 報酬を上げ少数精鋭とする 					<ul style="list-style-type: none"> 議員の数、人口比率で定員を決める 7 小学校→各 2 名の 14 名が良好と考える 議員の数は小学校校区 2 名の計 14 名でよい 多世代の議員が活動できる仕組みが必要 		
			<ul style="list-style-type: none"> 任期を 2 期までにする。次の世代、子ども達へバトンタッチを 			<ul style="list-style-type: none"> 議員は 70 歳まで、給金 400～500 万。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 議員の問題は市民の投票行動の問題 						
		<ul style="list-style-type: none"> 地域活動が票になっている⇔議会での発言は知らない⇒議会の姿で投票する 						
	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数を減らして競争力をつける→資質が上がる 議員定数と給与と仕事の間関係を考える 	<ul style="list-style-type: none"> やった仕事に対して報酬を払うべき 日当制 	<ul style="list-style-type: none"> 減らせばいいという問題ではない 			<ul style="list-style-type: none"> 適正な人員を常に監督する仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 議員の評価制度の導入 	

■課題テーマの分析シート 議会

課 題 や 不 満 等

<p>31.議会運営 ・反問権【首長ほか職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、反問することができる権利】が必要</p>	<p>・市議会の議論が休憩中に行われ大事な事が決まっている</p>	<p>・議会事務局の独立性 ・政務調査費のあり方</p>	<p>・議員の評価制度を導入する ・議会の夜、休日開催</p>	<p>・議員によって、質問しないで報酬をもらっている。定数を減らしても意味がない</p>
---	-----------------------------------	---	--	--

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班	
なぜ	<ul style="list-style-type: none"> ・執行部側の説明がない ・市長の顔色を窺っている ・暫時休憩が多発、市民の見えない所で重要な事が決まる ・議会をなめている(執行部が) ・議会と執行部のなれあい ・議会運営はストーリーが事前に決まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に議員の活動が見えない ・結論ありきの話し合いがある→順番、根回し 	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費報告がズサンすぎる 	<ul style="list-style-type: none"> ・議論することが重要なのに議論されない(議員にも勉強が必要) ・評価内容が難しいのでつくりにくい 				
解決の方向				<ul style="list-style-type: none"> ・評価制度ではなく、レポート報告会など考えをさらす場をつくる 			<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項・案件は議会の場で討議すべき(休憩中はNG) 	振り分け 議会活動の原則 ・重要事項は議会の場で討議する(休憩中 NG) ・レポート報告会など考えをさらす場をつくる
	<ul style="list-style-type: none"> ・案件によっては夜間祝日に開催も(子育てなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方議員の仕事を市民が理解する、整理する 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会を、夜・休日開催にする 		<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会・特別委員会に対する参考人制度・公聴会制度の導入 ・市民の議会参加システムをつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が集まりやすい日に議会を開催する ・各委員会は市民が傍聴しやすい夜間、休日に開催する 		市民と議会 ・案件(子育て等)によっては、夜間や土日など集まりやすい日に開催する ・常任委員会・特別委員会に対する参考人制度・公聴会制度の導入 ・地方議員の仕事を市民が理解、整理する ・市民の議会参加システム
			<ul style="list-style-type: none"> ・反問権を作ること 		<ul style="list-style-type: none"> ・議員自身の資質向上の為に市民にわかりやすい議会にする為にも一問一答方式の導入 ・市長及び市職員に対する反問権の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・議論できる議会にするため反問権が必要 		執行部と議会 ・議論できる議会にするため反問権が必要 ・一問一答方式の導入
				<ul style="list-style-type: none"> ・議論される議会(議員にもっと勉強してほしい) 		<ul style="list-style-type: none"> ・力関係でない対等な形の議論を保障するルールづくり 		議員間の討議 ・議論される議会(もっと勉強してほしい) ・対等な形の議論を保障するルール
			<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査報告書の書式基準を厳格にする(予算の他、報告書、レポート作成を報告会) 		<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費は議員個人に交付 ・政務調査費による活動状況の市民に対する報告の義務化 			政務活動費 ・政務調査費は議員個人に交付 ・政務調査報告書の書式基準を厳格にする(予算、報告書、レポートの報告会) ・政務調査費による活動報告の義務化
					<ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局の体制整備→議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立 			議会・議会事務局体制整備 ・議会事務局の体制整備→議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立
		<ul style="list-style-type: none"> ・議員個人のHPか新聞の情報公開が必要 ・議論の経過が公にされるようにしてほしい 						議会の広報 ・議員の仕事を市民へ伝えるための情報発信
	<ul style="list-style-type: none"> ・日当制にする案もある(矢祭町)3万×30=90万 						<ul style="list-style-type: none"> ・議員の評価で報酬を決める。 	議員の身分 ・日当制 ・議員の評価で報酬を決める
						<ul style="list-style-type: none"> ・評価制度を設ける(議会、市役所、住民) 		第三者の評価 ・評価制度

■課題テーマの分析シート 議会

課 題 や 不 満 等

32.情報公開 ・市民に対して、議会としての議会（定例会）報告が行われていない	・「広聴」「広報」もない（HP 持っている議員が 3 名） ・議会運営状態の明確化	・議員の賛否が全く不明・透明性が大事 ・議員がどう活動をしているか知りたい	・議員としての仕事をどれだけの議員がしているのか ・活動報告を義務化
---	--	--	---------------------------------------

	1班	2班	3班	4班	5班	6班	7班
なぜ	・知らせる意識がない	・休憩中の話し合い→議事録にのらない→対策が必要		・議員が市民のニーズを知らない。市民も議員の活動を知らない		・議員個人の活動が広く知られていない、知らせていない	
解決の方向		・休憩を話の途中で作らない ・議論は会議中に行う（意識が必要）		・賛否の理由をわかるようにする	・市民に対する説明責任	・議論の透明性の確保	
	・議員が本当の姿、政策・・・が気楽に聞ける場が欲しい（議会として）	・議員と市民の対話の場を作る（批判ではなく、理由を聞く）		・報告会が必要（議員個人ではなく議会全体の） ・知りたい側、知らせる側の努力が必要	・市民、市民団体、NPO 等との意見交換の場の設置 ・議員及び市民が自由に情報及び意見を交換システムの確立	・議会活動の報告の義務化。 ・議員は年に 4 回ほど議会に報告する。 ・議会（会議）、議会便り、ホームページなど従来の方法の他に、市民との新しい対話方法を考える	
		・反問権があれば議員が勉強する					
	・公式の活動報告会の義務化	・議会の開催を市民に知らせる ・議会報告では物足りない⇒議会、傍聴をする ・情報を住民の身近な場所におく		・傍聴サービスの向上（資料配布など）	・議員活動の情報の提供 ・議会活動に関する情報公開の徹底 ・市民がもっと議会に関心を持つような広報活動に努めてほしい ・議会広報の充実→情報技術の発達をふまえた多様な広報手段の活用		・ホームページを持つべき（公開すべき）
		・地域に議員を呼ぶ方法（公平に呼ぶルール） ・議員と自治会の関係を作る（公開討論会）					
		・住民が知りたいならば、知ろうとする関心から行動へ移せばよい		・知りたい側、知らせる側の努力が必要			

振り分け

議会活動の原則 ・賛否の理由をわかるようにする ・議論の透明性の確保 ・議論は会議中に行う（休憩中の話し合いは議事録にのらない） ・市民に対する説明責任
市民と議会 ・市民、市民団体、NPO 等との対話の場を作り、自由に情報及び意見を交換するシステムの確立 ・議会活動の報告の義務化（年 4 回ほど）（議員個人ではなく議会全体の報告会） ・知りたい側、知らせる側の努力が必要 ・議会（会議）、議会便り、ホームページなど従来の方法の他に、市民との新しい対話方法を考える
執行部と議会 ・反問権があれば議員が勉強する
議会の広報 ・傍聴サービスの向上（資料配布など） ・議会活動に関する情報公開の徹底 ・市民がもっと議会に関心を持つような広報活動に努める ・議員はホームページをもつ ・情報技術の発達をふまえた多様な広報手段の活用 ・情報を住民の身近な場所におく
コミュニティと議会の関係 ・地域に議員を公平に呼ぶ方法を作る ・議員と自治会の関係を作る（公開討論会）
市民の責務 ・住民が知りたいならば、知ろうとする関心から行動へ移せばよい ・知りたい側、知らせる側の努力が必要

<p>21. 無関心</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は市政に無関心である→行政の無作為 ・市政に対する無関心が、行政任せを加速している ・市政に対して意識が低い ・市民の意識が他の市に比べて低い ・市民と行政が協力する場がないので、行政の考え、方針が市民には伝わらない。 ・市民参加が不十分（行政も市民も） ・投票率も低下 ・他人任せになり勝ち ・自発性がない ・問題を解決しよう、何かを創り出そうという力がない ・横のつながり薄い ・行政、議会、市民とも意識が高いのはごく一部の人達 ・議員の賛否が全く不明 ・議員の賛否だけでも公開しなければ ・市民が選んだ議員 ・市民の協力が多くなった（行政職員の声） 	<p>24. 自治会（コミュニティ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会と行政は双方向になっていない ・自治会間の格差 ・自治会の後任がない ・高齢者に対して不十分 ・隣組長の高齢化 ・若い人が自治会に理解がない ・行政も地域も横のつながりが少ない →どこの都市でも起きていること ・ご近所付き合いが少なくなっている →ご近所で助けあえば解決することもある ・全戸配布の印刷物が届かない（災害マップ） ・休み（ゴミ出しについて）の時の情報を！広報と隣組回覧不十分 ・区：命令を実行するだけだった ・住民自治と自治会制度（1行政区 1自治会）のあり方の見直し ・自治会の行政に対する下請け化 →自治会の権限と役割が不明確 ・自治会は任意団体であり、行政の一つの組織（部門）ではない →現在の「太宰府市区自治会等の設置に関する規則」は削除すべきである ・各行政区（区民）は自治会の制度を十分理解しているのか？ 行政は自治会制度の導入にあたっては、勿論、その後も十分説明を行い、市民の理解に努めたか？ ・「なぜ自治会に入らないか」という市民 ・校区自治協議会の事務局となるセンターがない ・自分達で新しい組織づくり、万が一の時にどうするか計画をつくった ・自治会に代わって主体的な活動が生まれてきた 	<p>25. ボランティア、NPO</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職職員のボランティア活動がない。自治会の役員にもならない ・ボランティアに参加する市民が少ない ・やらされるものではなく、自分がやりたいと思ってやるもの ・市外から活動しにくる人が多い →市内の人が動き出す仕組み ・町中でもっと議論して良い町を ・地の人、太宰府で積極的に「再発見」しようと思えるように ・解決する力、創出する力がないのが問題ではないか？ ・自ら動き、失われた地域の力を取り戻せないか ・NPO 活動を通じてコミュニティの繋がりを作っていききたい ・縦のつながりと横のつながり →NPO 活動をするのに行政頼りもあんまりよくないなあとも思っている →自立したい ・NPO も横のつながりを <p>26. 企業や大学との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元大学と地域の連携の見直し ・キャンパスネットワーク会議とは異なる大学を活用した連携したまちづくりが成されていない ・企業との協働 <p>その他（市民）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は挨拶が少ない ・挨拶を続けること、知り合うこと →防犯、福祉へつながる ・求めているけれど自分から動き出そうとしない ・見ているだけでは分からない。話してみることで分かること がいっぱいある ・市民の年功序列
<p>22. 自己中心</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己中心主義（自分さえよければ良い） ・自分たちがやっていることしか関心ない ・共通認識 ・自己中心的で言葉だけ。行動力（協力）がない、自分さえよければ良い ・意思を出すのに、自分の立場からのもので、全体的視野に欠ける ・不満を言うだけではなく、その不満を解決する話、活動を ・自分の行動に責任を持つべき ・聞く耳を持たない市民が多い →不満,怒り,収入少ない ・「なぜ自治会に入らないか」という市民 		
<p>23. 市民のマナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民のモラルが低い(犬のフン、ゴミ) 		

太宰府市自治基本条例(仮称)

まちづくり市民会議 ニュース

8号

“議会”における問題の解決方法を議論しました

プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
 19:05 ◆ 幹事会の報告
 19:15 ◆ 分析から条例への道筋の説明
 19:30 ◆ 「議会」の解決方法を議論
 1) 手順の説明
 2) グループ作業
 3) 発表
 21:00 ◆ 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第8回まちづくり市民会議が、平成24年8月23日(金)に中央公民館4階多目的ホールで開催され、まちづくり市民会議委員79人中43人の参加があり、傍聴は13人でした。

今回は、まず総合進行役の加留部氏より、対馬市を事例に、課題や不満などの分析が条例に盛り込むべき要素に至る道筋(プロセス)について説明がありました。

そして、集約された課題等の中から“議会”をテーマに、課題や不満などが出ている原因を考えながら、「どうするか？」解決方法を話し合いました。

次回のお知らせ

日時：9月26日(水) 19:00～21:00

場所：中央公民館 多目的ホール

「課題テーマの分析」

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課
 TEL：092(921)2121 FAX：092(921)1601
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

市民会議の流れ

第1回 条例制定の取り組み方

H24. 1. 16(月) いきいき情報センター
 ・条例の制定の手順と
 市民会議の役割と体制

第2回 参加者の構成と会議の進め方

H24. 2. 2(木) 中央公民館多目的ホール
 ・参加者の範囲
 ・会議の進め方

第3回 市民会議の体制

H24. 3. 7(水) 中央公民館多目的ホール
 ・幹事会の役割と構成

第4回 市民会議の体制

H24. 4. 19(木) 市役所4階大会議室
 ・幹事会の役割と構成
 ・幹事会の設置

第5回 市における課題の抽出

H24. 5. 24(木) 市役所4階大会議室
 ・自治基本条例制定の経緯と動機
 ・市における課題や不満等

第6回 市における課題の確認

H24. 6. 29(金) 中央公民館多目的ホール
 ・課題や不満等の集約内容の点検

第7回 市の課題を深める

H24. 7. 27(金) 中央公民館多目的ホール
 ・課題テーマ“情報共有”の分析

第8回 分析から条例への道筋

H24. 8. 23(金) 中央公民館多目的ホール
 ・分析から条例への道筋
 ・課題テーマ“議会”の分析

幹事会の報告

8月8日と17日に幹事会を開催し、第7回まちづくり市民会議における「情報共有」の分析結果を整理しながら、今後の分析作業の進め方と、その分析結果の行き先（条例に盛り込むべき内容）について議論しました。

幹事会では、市民会議において「問題の解決方法」を集め、それをもとに、条例の項目への振り分けを検討していくことを決めました。

そのためにも、他の自治体の条例の構成とその

内容の大まかな基本的枠組みを学ぶことの必要性が話されました。そこで、課題テーマ毎の分析作業が条文へつながっていくことを、加留部氏に説明してもらい、市民会議全体で学んでいくことを決めました。

また、8月10日に幹事会より太宰府市議会議長宛で「まちづくり市民会議の傍聴に関する要望書」を提出したことが報告されました。

分析から条例への道筋の説明

これまでの作業が条例案につながっていくことを、対馬市で条例制定のコーディネーターをやられた加留部氏に説明してもらいました。



加留部氏の解説

太宰府市のこれまでのプロセスを振り返ると、日常的な不満等を整理し、全体の共通理解を得てから、原因や解決方法を分析しています。このような進め方は非常に丁寧で、かつ熱心に取り組んでいることは誇るべきものだと思います。

対馬市も「島」という地理的、歴史的な特色を生かしたまちづくりの推進を規定しながら条文の構成を作っていました。例えばみなさんが分析した「情報共有」は「第5章 情報の共有、参画及び協働」に当たるかと思いますが、実際の条文の言葉の背景などがまったく異なりますし、それがみなさんが議論していることです。

これまでの取組みが、条例制定への土台、要素を引き出していると思います。課題などの分析から解決方法を導き出す作業を進めていきましょう。

議会の問題の解決方法を議論

幹事会で整理した集約表の“議会”に関して、問題や不満などが出ている原因を考えながら、解決方法について意見を出し合いました。

最後に、班内で整理した結果を前に貼りだし、主に議論になった内容を発表しました。



■太宰府市自治基本条例 第9回まちづくり市民会議 参加者アンケート■

平成24年9月26日(水)

問1. 参加者の皆様について

性別) 1. 男性 2. 女性

世代) 1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代以上

問2. 本日のまちづくり市民会議について、全体の印象はいかがでしたか？

1. よかった 2. まあまあ 3. 工夫が必要 4. その他

問3. 分析作業による解決の方法が、条例に取り込まれていることはイメージできますか？

1. イメージできる 2. ある程度イメージできる 3. あまりできない 4. その他

問4. 本日のテーマ「市民の分析」はいかがでしたか？

1. よかった 2. まあまあ 3. 工夫が必要 4. その他

問5. 本日のまちづくり市民会議で新たな発見がありましたか？

1. あった (一つ教えて下さい))

2. なかった

問6. 本日の市民会議を客観的に見て、参加者のみなさんはルールを守っていたと思いますか？

各々の項目を5段階評価 (1~5のいずれかに○) して下さい。

今回の市民会議で守っていきべき話し合い (ワークショップ) のルール	例
① 対等な関係、立場で自由に発言する (つぶやき)	5 ——— ④ ——— 3 ——— 2 ——— 1 守っていた 守れていなかった
② 参加者の意見を批判、否定しない	① 5 ——— 4 ——— 3 ——— 2 ——— 1
③ 発言時間は平等に、できるだけ多くの人に	② 5 ——— 4 ——— 3 ——— 2 ——— 1
④ 議案に沿った前向きな発言をする	③ 5 ——— 4 ——— 3 ——— 2 ——— 1
⑤ 話し合いの結果や意見を記録に残す (それぞれが)	④ 5 ——— 4 ——— 3 ——— 2 ——— 1
	⑤ 5 ——— 4 ——— 3 ——— 2 ——— 1

◆自由意見：お気づきの点、他なんでもご意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

お疲れ様でした